

7 高 2386 号  
令和 8 年 3 月 24 日

介護保険サービス事業者 様

長野市長 萩原 健司  
(保健福祉部高齢者活躍支援課担当)  
(保健福祉部地域包括ケア推進課担当)

令和 8 年度介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書の提出について (通知)

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、感謝申し上げます。

令和 8 年度に介護職員等処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者については、厚生労働大臣が定める基準 (平成 27 年厚生労働省告示第 95 号) に定める介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について (令和 8 年度分)」 (令和 8 年 3 月 13 日付け老発 0313 第 6 号厚生労働省老健局長通知) に基づき、下記により計画書を提出してください。

記

## 1 提出書類

下記リンクより、様式をダウンロードし、作成してください。

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p005887.html>

- ① 「介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書 (令和 8 年度)」 (別紙様式 2-1)
- ② 「処遇改善加算 個票」 (別紙様式 2-2 個票 4、5 月分)
- ③ 「処遇改善加算 個票」 (別紙様式 2-3 個票 6 月以降)

※①～③は一体様式です

- ④ 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」 (以下、「届出書」という)  
(サービス種類に応じ、別紙 2、別紙 3-2、別紙 50 のいずれか)

## 2 提出期限

令和 8 年度に処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、下記の期日までに計画書及び届出書を併せて提出してください。

	計画書提出期限	届出書提出期限
● 従前サービスのみを運営している法人	令和 8 年 4 月 15 日 (水)	令和 8 年 4 月 15 日 (水)
● 従前サービスと新規サービスを併せて運営している法人		
● 新規サービスのみを運営している法人	令和 8 年 6 月 15 日 (月)	令和 8 年 6 月 15 日 (月)

※従前サービス：従前から処遇改善加算が設定されているサービス

(以下に記載の新規サービス及び加算算定非対象サービス ((介護予防) 福祉用具貸与、特定 (介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 居宅療養管理指導) を除く)

※新規サービス：新たに処遇改善加算が設けられたサービス

（(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援をいう。）

○令和8年4月以降に新規算定する事業所を含む法人及び令和8年4月に加算区分が変更になる事業所を含む法人の計画書と体制届の提出期限も、令和8年4月15日（水）です。

○計画書は、処遇改善を行う全ての法人で提出が必要です。届出書は、下記早見表の「届出書の提出必要有無」欄が「○」の区分の事業所で提出が必要です。

早見表

処遇改善加算を算定する期間及び算定する処遇改善加算の区分			届出書の提出必要有無	
～3月	4～5月	6月～	4月	6月
I	I	Iイ	×	○
		Iロ	×	○
II	I	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
	II	Iイ	×	○
		Iロ	×	○
		IIイ	×	○
		IIロ	×	○
III	I	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
	II	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
		IIイ	○	○
		IIロ	○	○
	III	Iイ	×	○
		Iロ	×	○
		IIイ	×	○
		IIロ	×	○
	III	×	×	
IV	I	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
	II	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
		IIイ	○	○
		IIロ	○	○
	III	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
		IIイ	○	○
		IIロ	○	○
	III	○	×	

	IV	IV	×	×
--	----	----	---	---

### 3 提出方法

「電子申請・届出システム」または紙媒体（窓口、郵送）による提出をお願いいたします。

**※ 電子メール、ながの電子申請サービスは提出不可**

○「電子申請・届出システム」による提出の場合

以下リンクにアクセスし、GビズID等を入力してください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※ 詳細は別紙「電子申請・届出システムによる届出の仕方」を参照

○紙媒体の場合

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所 第二庁舎1階

高齢者活躍支援課介護施設担当

地域包括ケア推進課企画・管理担当（居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所の場合）

**※居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所を有する介護サービス事業者等について、  
処遇改善計画書を法人単位で一括して作成する場合は、居宅介護支援事業所、  
介護予防支援事業所の所管課である地域包括ケア推進課企画管理担当  
（長野市役所 第二庁舎1階）と、高齢者活躍支援課介護施設担当に上記1を  
各1部ずつ提出してください。**

### 4 留意事項

計画書に記載する事業所・施設を指定する指定権者（長野県、市町村・広域連合）に対して提出してください。複数の事業所を開設する法人等が、複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合又は法人等一括で作成する場合には、同一の計画書を各指定権者へそれぞれ提出することとなります。

### 5 その他

令和8年度介護職員等処遇改善加算についてのご質問は、以下の厚生労働省コールセンターにお問い合わせください。

○介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0222（受付時間：9:00～18:00（土日含む））

（問い合わせ先）

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094 FAX：026-224-5126

地域包括ケア推進課企画・管理担当

TEL：026-224-7935 FAX：026-224-8574

## 「電子申請・届出システム」による届出の仕方

### 1.届出の流れ

①下記リンクをクリック → 「G ビズ ID でログインする」

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



②G ビズ ID、パスワードを入力する

### GビズID

### ログイン / Login

アカウントID / Account ID (メールアドレス / Email)

パスワード / Password

ログイン / Login

[パスワードを忘れた方はこちら / Forgot password?](#)

[アカウントを持っていない方はこちら / Don't have an account? Sign up.](#)

[アカウントID \(メールアドレス\) を忘れた方・SMSの受信ができない方はこちら  
Forgot account ID? / Can't receive SMS?](#)

### ③申請届出メニューの、「加算に関する届出」をクリック

#### 電子申請・届出システム

お問合せ先 ヘルプ ユーザ情報 ご利用条件 専用窓口 ログアウト

メニュー

介護分野の行政手続に関する高素化・利便性向上に係る要型専用窓口は右上専用窓口より利用ください。

#### 申請届出メニュー

##### 【状況確認および入力再開メニュー】

1. **申請届出状況確認**  
申請・届出の状況確認、差戻しとなった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

##### 【申請届出メニュー】

1. **新規指定申請**  
新規指定申請を行う機能
2. **変更届出**
  1. **介護保険事業の変更届出**  
介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能
  2. **法人情報に係る一括変更届出**  
複数事業所を運営する法人における法人情報の一括変更届出を行う機能  
3月27日（金）18:00から新規機能拡充の作業を行います（機能拡充内容は後日事務連絡を发出する予定です）。  
この作業の関係で、一括変更届出の一時保存中のデータに添付されている添付情報につきましてはリリース後、再度登録が必要となります。  
一時保存をされている添付情報がある場合は、3月27日（金）18:00より前に、実際の申請・届出を完了させるか、もしくは一時保存している添付データの内容を控えておくようお願いいたします。  
なお、リリース後の添付書類の付け直しにつきましてはご対応いたしませんのでご了承ください。
3. **更新申請**  
更新申請を行う機能
4. その他
  1. **再届届出**
  2. **廃止・休止届出**
  3. **指定時退届出**
  4. **指定を不要とする旨の届出** ※
  5. **介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請** ※
  6. **介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請** ※
  7. **介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請** ※
  8. **介護予防支援委託の届出** ※
  9. **指定特定施設入居者生活介護の利用定員増加の申請** ※  
※4から7及び9は居宅施設サービスのみ、8は地域密着型サービスのみ
5. **加算に関する届出**  
加算に関する届出を行う機能
6. **他法制度に基づく申請届出**  
介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行う機能

- ④ 1. サービス分類選択は該当サービスを選択
2. 都道府県選択で「長野県」を選択
3. 届出先選択で「長野市」を選択
4. 「次へ」

※ 1. サービス分類選択について、複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合及び法人等一括で作成する場合は、任意のサービスを選択してください。

電子申請・届出システム

お問合せ先 ヘルプ ユーザー情報 ご利用条件 費用窓口 ログアウト

メニュー > 加算に関する届出

届出先選択 > 届出者情報入力 > 添付書類アップロード > 確認

加算に関する届出 届出先選択

届出先窓口となる指定権者区分と都道府県または市区町村を選択して「次へ」を押してください。

【状況確認および入力再開メニュー】

1. サービス分類選択

居宅施設  地域密着型  基準該当  総合事業

2. 都道府県選択

都道府県 **長野県**

3. 届出先選択

届出先 **長野市**

※指定権者区分が「政令市・中核市」、「その他の市区町村」となる場合には、指定権者選択においては、該当の市区町村まで必ず選択してください。

※選択した指定権者区分に応じて、様式入力画面で選択できる届出サービスの種類が変更となるため、ご承知おさください。

※本格運用を開始していない自治体もありますので、事前に届出先自治体に確認をお願いいたします。

一時保存 **次へ** メニューへ

このページのトップへ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

⑤法人、事業所の情報を入力していき、「次へ」

※複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合及び法人等一括で作成する場合は、任意の事業所の情報を入力してください。

## 電子申請・届出システム

◎ 反社会勢力 ◎ ヘルプ ◎ ユーザー検索 ◎ ご利用案内 ◎ 専用窓口 ◎ ログアウト

メニュー > 加算に関する届出

届出先選択 > 届出者情報入力 > 添付書類アップロード > 確認

### 加算に関する届出 居宅施設

「※」は必須項目です。

届出者	フリガナ※	<input type="text"/>		
	名称※	<input type="text"/>		
主たる事務所の所在地※	郵便番号	<input type="text"/>	住所自動入力	
	都道府県	市区町村	町域	
	(選択して下さい)	(選択して下さい)	<input type="text"/>	
	番地以下	<input type="text"/>		
	建物名称	<input type="text"/>		
連絡先※	電話番号	<input type="text"/>	(内線) <input type="text"/>	FAX番号 <input type="text"/>
	Email	<input type="text"/>		
代表者の職名※	<input type="text"/>			
代表者のフリガナ※	セイ	<input type="text"/>	メイ	<input type="text"/>
代表者の氏名※	姓	<input type="text"/>	名	<input type="text"/>
代表者の生年月日※	西暦	年 <input type="text"/>	月 <input type="text"/>	日 <input type="text"/>
代表者の住所※	郵便番号	<input type="text"/>	住所自動入力	
	都道府県	市区町村	町域	
	(選択して下さい)	(選択して下さい)	<input type="text"/>	
	番地以下	<input type="text"/>		
	建物名称	<input type="text"/>		

事業所	フリガナ※	<input type="text"/>			
	名称※	<input type="text"/>			
所在地※	郵便番号	<input type="text"/>	住所自動入力		
	都道府県	市区町村	町域		
	(選択して下さい)	(選択して下さい)	<input type="text"/>		
	番地以下	<input type="text"/>			
	建物名称	<input type="text"/>			
連絡先※	電話番号	<input type="text"/>	(内線) <input type="text"/>	FAX番号 <input type="text"/>	
	Email	<input type="text"/>			
管理者	フリガナ※	セイ	<input type="text"/>	メイ	<input type="text"/>
	氏名※	姓	<input type="text"/>	名	<input type="text"/>
住所※	郵便番号	<input type="text"/>	住所自動入力		
	都道府県	市区町村	町域		
	(選択して下さい)	(選択して下さい)	<input type="text"/>		
	番地以下	<input type="text"/>			
	建物名称	<input type="text"/>			
連絡先※	電話番号	<input type="text"/>	(内線) <input type="text"/>	FAX番号 <input type="text"/>	
	Email	<input type="text"/>			
介護保険事業所番号	<input type="text"/>				

一時保存

次へ

戻る

⑥「処遇改善計画書」及び「届出書」のデータを添付する → 「次へ」

※ エクセルデータの提出で構いません。(PDF 化の必要なし)

電子申請・届出システム

お問合せ先 ▶ ヘルプ ▶ ユーザーガイド ▶ ご利用条件 ▶ 個人情報 ▶ ログアウト

メニュー > 加算に関する届出

届出先選択 > 届出者情報入力 > 添付書類アップロード > 確認

加算に関する届出 居宅施設 添付書類アップロード

• 加算に関する届出書類アップロード  
加算に関する届出関連書類は、以下にアップロードしてください。

番地	届出先	添付書類アップロード	アップロード日時	コメント	削除
記入例	特定事業加算 (1) ~ (W) に係る届出書 (訪問介護事業所)	特定事業加算 (1) ~ (W) に係る届出書 (訪問介護事業所).pdf		特定事業所加算 (1) の届出書を提出いたします。	
1	<input type="text"/>	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません		<input type="text"/>	<input type="button" value="削除"/>
2	<input type="text"/>	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません		<input type="text"/>	<input type="button" value="削除"/>

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

## 2. その他

電子申請・届出システムの操作方法、G ビズ ID の取得については、以下のリンクよりご確認ください。

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p005871.html>

## 長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター

# 介護ロボットの試用貸出 を利用してみませんか？

～介護現場の生産性向上を目指して～

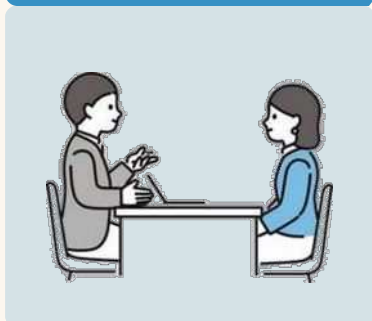
## 介護ロボットの試用貸出とは？

本事業では介護現場からの「介護ロボットを試しに使ってみたい!」といったご要望にお応えして、試用貸出のご相談や試用貸出企業への取り次ぎを行います。

「どの介護ロボットが自施設に合っているか分からない」、「介護ロボットをどのように活用すればよいか分からない」とお困りの場合でも、介護施設等の課題等に応じた介護ロボットを選定するお手伝いを行うことが可能です。

①

相談窓口へ  
問い合わせ・相談



②

試用貸出リストから  
選定・申し込み



③

試用貸出企業との  
日程調整・試用貸出開始



- ・試用貸出期間は2週間から1か月です。
- ・基本的に申込者の費用負担はありません。
- ・試用貸出中の事故・トラブル等に備えて、民間の賠償責任保険への加入や使用状況の記録等の詳細について介護施設等と開発企業等で直接取り決めていただきますようお願いいたします。

## 試用貸出のご相談・お問い合わせ

長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター

所在地：長野県長野市南県町1082 ND南県町ビル5階

TEL：026-232-0898

URL：<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/index.html>

介護生産性向上総合相談センターが設置されている都道府県の事業所の方は、地域の介護生産性向上総合相談センターへお問い合わせください。介護生産性向上総合相談センターの連絡先は、本事業のホームページからご覧頂けます。

介護生産性向上総合相談センターは、厚生労働省が取り組む介護生産性向上推進総合事業のもと、都道府県が主体となり生産性向上や人材確保に関するワンストップ窓口として、設置されております。



令和8年度介護生産性向上推進総合事業（長野県）

相談・参加無料



## 長野県介護・障がい福祉 生産性向上総合相談センター

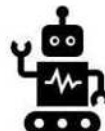
生産性向上のための情報提供や専門家への取り次ぎ・連携をおこなうワンストップ型の総合相談窓口として、事業所の課題解決のサポートをおこなっております。

【対象者】 長野県内の介護または障害福祉サービス事業所等

### 主な支援内容



① 各種相談

② 展示会  
研修会③ 介護ロボット  
ICT機器の  
試用貸出

④ 伴走支援

### ？ 介護・障がい福祉の生産性向上とは？

業務改善やテクノロジーの導入により生まれた時間を、人材育成やご利用者との関わりに充てることで「ケアの質の向上」につなげる事を目的としています。

ご相談・問合せ先



(公財) 介護労働安定センター長野支部  
TEL:026-232-0898 FAX:026-232-0906  
長野県長野市南県町1082 ND南県町ビル5階



ホームページ

相談申込

## 主な支援内容



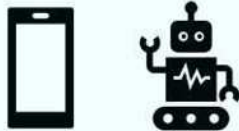
### ①各種相談

業務改善やテクノロジー活用に関する相談に対応し、専門の機関・アドバイザーへのお取次ぎをします。



### ②展示会・研修会

生産性向上の取り組みに関する研修会の開催、介護ロボットや機器の展示を実施します。



### ③介護ロボット ICT機器の試用貸出

ロボットや機器の試用を希望する事業所を開発企業へお取次ぎします。



### ④伴走支援

生産性向上に向けた業務内容の見直しやテクノロジー導入等に係る専門家を派遣し継続的な支援を行います。

## ご相談・問合せ先

住所	〒380-0836 長野県長野市南県町1082 ND南県町ビル5階
連絡先	TEL: 026-232-0898 FAX: 026-232-0906
ホームページ	<a href="https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/">https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/</a> メールでのお問合せはページ内「お問い合わせフォーム」からお願いいたします。
営業日	平日 8:30~17:00 ※土日祝日はお休み
交通機関	・長野駅から徒歩 約15分 ・アルピコ交通県庁前バス停より徒歩 約5分 ※駐車場はございませんので近隣の有料駐車場をご利用ください。

# 熱中症

# 予防行動を とりましょう!



**熱中症警戒アラート  
をチェック!**

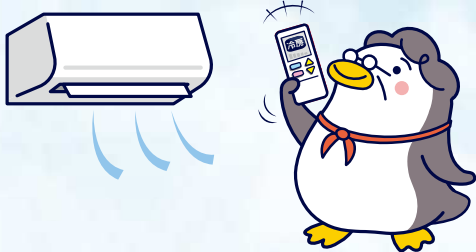


**見守り・声かけ!**



**適切に**

**エアコンを使おう!**



**こまめに**

**水分・塩分を補給!**



**熱中症は誰でも危険! 油断は大敵です!**

より詳しい情報は

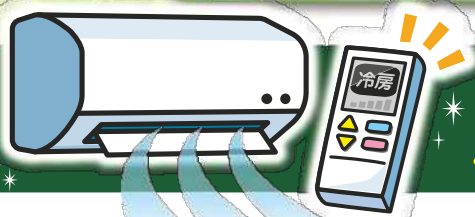
熱中症予防情報サイト

検索



# 高齢者のための熱中症対策

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です



## 部屋の中でも注意が必要です エアコンを上手に使いましょう

熱中症は、室内や夜間でも多く発生しています。節電にも配慮して適切にエアコンを使いましょう。

また、エアコン使用中もこまめに換気をしましょう。

**節電** こまめにフィルターのお手入れをする  
2週間に1回を目安にしましょう

**節電** 適切な室温設定

**節電** すだれやカーテンを活用し直射日光を遮る

**換気** 換気をして屋外の涼しい空気を入れる

**換気** 窓とドアなど2カ所を開ける

**温度・暑さ指数を確認する**

暑いからエアコンつけてね!

**換気** 扇風機や換気扇を併用する  
長時間、風が体に直接あたらないように注意しましょう

**節電** クールビズを取り入れる

**節電** 複数台の使用を避け、一部屋に集まるなど工夫する

### さらに → 気をつけるべきポイント

のどが渇いていなくても **こまめに水分・塩分を補給**しましょう

1日あたり  
**1.2L(2リットル)**を  
目安に



コップ約6杯

- 1時間ごとにコップ1杯
- 入浴前後や起床後もまず水分・塩分補給を



※水分や塩分の摂取量は  
かかりつけ医の指示に従いましょう。

# ！ 高齢者は特に注意が必要です

## 1 体内の水分が不足しがちです

高齢者は若年者よりも体内の水分量が少ない上、体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とします。

## 2 暑さに対する感覚機能が低下しています

加齢により、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。

## 3 暑さに対する体の調節機能が低下します

高齢者は体に熱がたまりやすく、暑い時には若年者よりも循環器系への負担が大きくなります。

※心臓や腎臓の悪い方や持病をお持ちの方は、かかりつけの医師にご相談下さい。

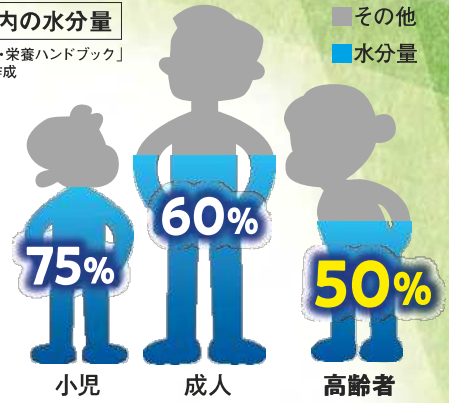
### ● 東京都23区における熱中症死亡者の状況(令和3年夏)

※計39人(速報値)のうち

約8割は65歳以上の高齢者

屋内での死亡者のうち 約9割は  
エアコンを使用していなかった

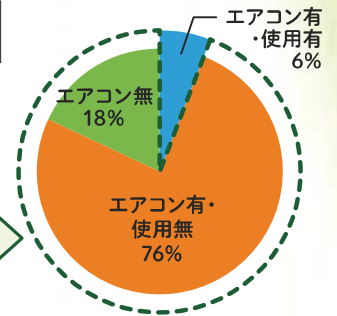
体内の水分量  
「輸液・栄養ハンドブック」  
より作成



エアコン設置有無・  
使用状況別

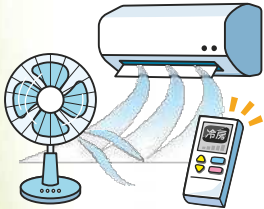
出典：東京都監察医務院

■ エアコン有 + 使用有  
■ エアコン有 + 使用無  
■ エアコン無

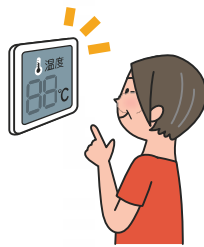


## ☑ 予防法ができているかをチェックしましょう

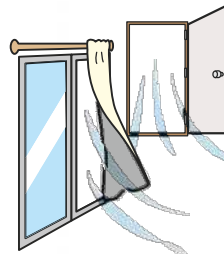
エアコン・  
扇風機を上手に  
使用している



部屋の温度を  
測っている



部屋の風通しを  
良くしている



こまめに  
水分・塩分を補給  
している



シャワーや  
タオルで体を  
冷やす



暑い時は  
無理をしない



涼しい服装をしている  
外出時には日傘、帽子



涼しい場所・  
施設を利用する



緊急時・困った  
時の連絡先を  
確認している



熱中症予防情報サイト

環境省 熱中症予防情報サイトからの情報をチェック! ▶▶ <https://www.wbgt.env.go.jp/>

環境省では、暑さ指数(WBGT)の情報提供を行っております。令和3年度より全国展開している熱中症警戒アラートおよび、暑さ指数のメール配信等をご活用ください。

「熱中症警戒アラート」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます ▶



友達追加はこちら

# 高齢者の消費者トラブルを未然防止するために?



令和8年

## 5月22日(金)

**時間**
**PM1:30~PM3:30**
**受付開始 PM1:15~**
**定員 先着80人**
**受付期間**

5月1日(金)~5月15日(金)

**アクセス**

できるだけ、公共交通機関をご利用ください。

(最寄りバス停:昭和通り駅 停下車徒歩1分)

(最寄り地下鉄:長野電鉄市役所前駅徒歩5分)

お車の場合は、トイゴパーキングをご利用ください。

一部料金を補助しますので、会場受付に駐車券をお持ちください。

**講座会場**
**場所** 長野市生涯学習センター  
4階 会議室2

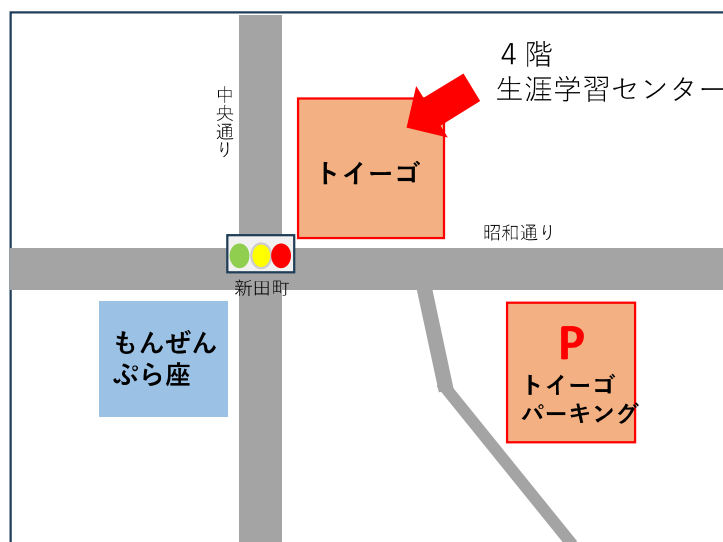
**講師** 廣重 美希 先生  
(一般社団法人消費者力開発協会)

**申込方法**

ながの電子申請サービス

「令和8年度長野市生活知識講座参加申込フォーム」からお申し込みください。

スマートフォンはこちらから →



または、直接下記連絡先までお申し込みください。

◎お申し込み・お問い合わせ先◎

**長野市消費生活センター(026-224-5777)**
**FEEL NAGANO, BE NATURAL**

この街で、わたしらしく生きる。長野市